

(平成26年10月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 1件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、妻が、2か月ごとに集金人に私と妻の二人分で月額2,200円を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の妻が2か月ごとに集金人に夫婦二人分で月額2,200円を納付していたと述べているところ、当該期間当時申立人が居住していた市における保険料の納付頻度、納付方法及び当時の保険料額と一致していることが、当該市の資料等により確認できる。

また、申立人の妻の申立期間の国民年金保険料は、納付済みとなっていることがオンライン記録により確認できる上、当該期間を除く昭和49年4月から52年3月までの保険料については、申立人及びその妻の納付日は同一であり、同一の集金人に現年度納付していることが夫婦の領収書により確認できることから、6か月と短期間である当該期間の保険料を申立人の分だけ納付しなかったと考えることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9081

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月1日から同年5月1日まで

B社（現在は、C社）及び同社の子会社であるA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いが、両社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びC社から提出された退職者一覧から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にB社からA社に転籍し申立期間が被保険者期間となっていない同僚は、その所持する給与明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料を同社から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録により、A社は、昭和59年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないこ

とが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本により、A社が申立期間においても法人であったことが確認できるところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 59 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得した従業員のうち、申立人を含む 8 人が同年 4 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を取得していることから、同社は当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間において、A社は、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9082

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月21日から同年10月1日まで

私は、A社に勤務していたが、組織変更により、C社に異動した。継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、社員名簿及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和58年10月1日である上、B社は、「A社は、事務的過誤によりC社が厚生年金保険の適用事業所となる前に、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を昭和58年9月21日と届け出たものと考えられる。」と回答していることから、申立人のA社における資格喪失日を同年10月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を誤って届け出たものと考えられる旨回答している上、A社が加入していたD基金が保管している加入員資格喪失届に申立人に係る資格喪失日が昭和58年9月21日と記載されており、社会保険事務所及び同基金の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで  
私がB社及びA社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間は、B社がA社に合併された時期で、私はC社に出向していたが継続して勤務していた。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時出向していたC社の回答、申立人に係る普通預金元帳及び申立人が所持していた預金通帳から判断すると、申立人、申立期間において、B社又はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるが、そのうちの同僚二人から提出された給与明細書により、当該同僚は申立期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立人と同様に、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無い同僚が、年金記録確認D地方第三者委員会に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会がA社に照会したところ、同社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人の給与計算等

の事務についても本社で行われており、上記の同僚と同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年10月12日は13万3,000円、17年4月12日は8万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年10月12日  
② 平成17年4月12日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②に支払われた賞与の記録が無い。

当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、いずれも年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社が保管する申立人に係る平成16年及び17年の賃金台帳（賞与一覧表）から確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は13万3,000円、申立期間②は8万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から55年6月までの期間、56年4月、57年8月から58年8月までの期間及び59年10月から60年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月から55年6月まで  
② 昭和56年4月  
③ 昭和57年8月から58年8月まで  
④ 昭和59年10月から60年11月まで

私は、昭和61年又は62年頃、国民年金の加入手続を役所で行った。加入手続の際、役所の担当者から、それまで納付していなかった過去の国民年金保険料を遡って納付するように勧められ、同担当者が私の年金手帳の国民年金の記録(1)のページに、保険料が未納となっている全ての期間を記載してくれた。

後日、私の申立期間の国民年金保険料に係る納付書と妻の未納期間の保険料に係る納付書と一緒に送付されて来たので、妻が、私及び妻自身のこれらの期間の保険料を当該納付書で納付してくれた。

申立期間①から④までの国民年金保険料が未納のままとなっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った場所及び時期を明確には憶<sup>おぼ</sup>えていない上、申立期間①から④までの国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付書で納付していたとする申立人の妻は、受け取った納付書の枚数、納付回数及び納付金額を具体的に記憶していないことから、加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和61年又は62年頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間①から④までの国民年金保険料を遡って納付していたと主張している

が、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の資格記録等から、平成2年4月から同年6月までの間と推認されることから、申立内容と一致しない上、同加入手続時点において、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の主張のとおり申立期間①から④までの国民年金保険料を納付するには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から50年3月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和44年\*月に市役所の出張所で私の国民年金の加入手続を行った。

私の母親から、申立期間に係る父親の保険料は、母親が後から遡ってまとめて納付し、母親の当該期間の保険料は、定期的に納付していたと聞いていたため、私の申立期間の国民年金保険料については、母親が、父親の保険料と同様に後から遡ってまとめて納付するか、定期的に納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続を行い申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、既に他界している上、申立人の父親からも具体的な証言を得ることができないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その母親が、昭和44年\*月に市役所の出張所で申立人の国民年金の加入手続を行ったはずであると主張しているが、i) 申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、50年8月頃と推認されること、ii) 申立人は、これまで交付された年金手帳は現在所持しているオレンジ色の年金手帳のみであると述べており、当該手帳はその形式等から49年11月以降に発行されたものであることが確認できることから、申立人の主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

さらに、申立人は、父親に係る申立期間の国民年金保険料について、母親が後から遡ってまとめて納付していることから、母親が申立人の保険料も父親の保険料と同様に後から遡ってまとめて納付した可能性もあると主張しているところ、父親の特殊台帳には、申立期間を含む昭和 41 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料を、過年度納付及び第 2 回特例納付により納付した旨の記載が確認できるが、申立人の特殊台帳には、第 2 回特例納付等により保険料が納付された形跡は確認できない。

加えて、申立人の母親が自身の保険料とともに、申立人に係る申立期間の国民年金保険料を現年度納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、申立期間当初から前述の推認される加入手続時期までを通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から50年3月まで

私の妻は、昭和48年ないし50年頃、農協で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、私の妻が加入手続を行った直後に、私の母親から特例納付制度により遡って過去の保険料を納付することができることを聞き、後日、妻が母親からお金を借り、夫婦二人分を遡って一括して農協で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年ないし50年頃、申立人の妻が、農協で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、後日、妻が申立人の母親からお金を借り、夫婦二人分を遡って一括して農協で納付したと述べているが、i) 申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、50年4月ないし50年6月頃と推認されるが、申立人の妻は、当該手続時期について、当初48年6月頃としていたものを、その後48年ないし50年頃と変遷させていることから、手続時期の記憶が明確でないこと、ii) 国民年金の加入手続を制度上、農協で行うことは考え難いこと、iii) 申立人夫婦は、遡って一括納付した保険料額を記憶していないこと、iv) 当該期間を含む夫婦二人分の保険料を一括して納付したとする農協が国庫金歳入代理店となったのは、平成9年7月からであり、特例納付及び過年度の保険料を取り扱っていなかったと回答していること、v) 申立人の妻が、当該期間の保険料を借りたとする母親は既に他界しており、証言を得られないことから、申立人の

国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年4月までの期間及び同年6月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から49年4月まで  
② 昭和49年6月から50年3月まで

私は、昭和48年ないし50年頃、農協で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、加入手続を行った直後に、義母から特例納付制度により遡って過去の保険料を納付することができることを聞き、後日、私が義母からお金を借り、夫婦二人分を遡って一括して農協で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年ないし50年頃、農協で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、後日、義母からお金を借り、夫婦二人分を遡って一括して農協で納付したと述べているが、i) 申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、50年4月ないし50年6月頃と推認されるが、申立人は、当該手続時期について、当初48年6月頃としていたものを、その後48年ないし50年頃と変遷させていることから、手続時期の記憶が明確でないこと、ii) 国民年金の加入手続を制度上、農協で行うことは考え難いこと、iii) 申立人夫婦は、遡って一括納付した保険料額を記憶していないこと、iv) 当該期間を含む夫婦二人分の保険料を一括して納付したとする農協が国庫金歳入代理店となったのは、平成9年7月からであり、特例納付及び過年度の保険料は取り扱っていなかったと回答していること、

v) 申立人が、当該期間の保険料を借りたとする義母は既に他界しており、証言を得られないことから、申立人の国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9085

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 15 年 4 月から 16 年 11 月頃まで

私は、尋常高等小学校を卒業後、昭和 15 年 4 月に A 社 B 工場の青年学校に入り、訓練を受けながら同社 B 工場で 16 年 11 月頃まで勤務していたが、当該期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社 B 工場に勤務していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、申立期間は、厚生年金保険制度及びその前身である労働者年金保険制度が発足する前の期間であることから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることができない。